

第16号議案

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

中間市長 福田 浩

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

中間市総合会館条例（令和5年中間市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

体育館	全面	330円	空調設備 なし	1時間	526平方メートル	600人	を
		660円					
	半面	160円					
		330円					
	卓球	110円					
		220円					
	走路	50円					
		110円					

」

「

体育館	全面	330円	1,100円	1時間	526平方メートル	600人	に
		660円					
	半面	160円	550円				
		330円					
	卓球	110円	150円				
		220円					
	走路	50円	空調設備 なし				
		110円					

」

改め、同表備考第4項の表を次のように改める。

施設区分	使用料		単位時間	面積	収容人員
	施設	冷暖房			

体育館	全面	3,080円	3,300円	午前9時から午後0時まで	526平方メートル	600人
		4,620円	4,400円	午後1時から午後5時まで		
		7,700円	3,300円	午後6時から午後9時まで		
		7,700円	8,800円	午前9時から午後5時まで		
		10,780円	8,800円	午後1時から午後9時まで		
		15,400円	13,200円	全日		
備考 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。						

別表第2中備考第4項を第5項とし、備考第3項の次に次の1項を加える。

- 4 卓球のために体育館を使用する場合の使用料の額は、卓球台1台当たりの額とする。
別表第3中表の部分を次のように改める。

施設区分		使用することができる時間	使用料	単位時間
附属設備、備品等	電位治療器		100円	20分
	陶芸窯 (電気窯)	本焼	6,600円	1回
		素焼	3,300円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までになされた中間市総合会館の使用に係る許可、使用料の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、こ

の条例による改正後の中間市総合会館条例の定めるところによりなされたものとみなす。
(準備行為)

- 3 中間市総合会館の使用に係る申請、使用料の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、施行日前においても、この条例による改正後の中間市総合会館条例の定めるところにより行うことができる。

中間市総合会館条例新旧対照表

改正後						改正前								
別表第2（第9条、第19条関係） 本館使用料						別表第2（第9条、第19条関係） 本館使用料								
施設区分	使用料		単位時間	面積	収容人員	施設区分	使用料		単位時間	面積	収容人員			
	施設	冷暖房					施設	冷暖房						
(略)						(略)								
多目的ホール		330円	440円	1時間	95平方メートル	50人	多目的ホール		330円	440円	1時間	95平方メートル	50人	
		500円							500円					
体育館	全面	330円	1,100円	1時間	526平方メートル	600人	体育館	全面	330円	空調設備なし	1時間	526平方メートル	600人	
		660円							660円					
	片面	160円	550円						片面					160円
		330円												330円
	卓球	110円	150円						卓球					110円
		220円												220円
走路	50円	空調設	走路	50円										

		110円	備なし			
--	--	------	-----	--	--	--

備考

1～3 (略)

4 卓球のために体育館を使用する場合の使用料の額は、卓球台1台当たりの額とする。

5 スポーツ以外の目的で体育館を使用する場合における使用料の取扱いは、次の表のとおりとする。

施設区分		使用料		単位時間	面積	収容人員
		施設	冷暖房			
体育館	全面	3,080円	3,300円	午前9時から午後0時まで	526平方メートル	600人
		4,620円	4,400円	午後1時から午後5時まで		
		7,700円	3,300円	午後6時から午後9時まで		
		7,700円	8,800円	午前9時か		

		110円				
--	--	------	--	--	--	--

備考

1～3 (略)

4 スポーツ以外の目的で体育館を使用する場合における使用料の取扱いは、次の表のとおりとする。

施設区分		使用料		単位時間	面積	収容人員
		施設	冷暖房			
体育館	全面	3,080円	空調設備なし	午前9時から午後0時まで	526平方メートル	600人
		4,620円		午後1時から午後5時まで		
		7,700円		午後6時から午後9時まで		
		7,700円		午前9時か		

		円	円	ら午後 5 時まで		
		10,780 円	8,800 円	午後 1 時から午後 9 時まで		
		15,400 円	13,200 円	全日		
<p>備考 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。</p>						

別表第 3 (第 9 条、第 19 条関係)
附属設備、備品等使用料

施設区分		使用することができる時間	使用料	単位時間
附属設備、備品等	電位治療器	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。ただし、日曜日は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。	100円	20分

		円	円	ら午後 5 時まで		
		10,780 円	8,800 円	午後 1 時から午後 9 時まで		
		15,400 円	13,200 円	全日		
<p>備考 使用時間の算定に当たっては、準備及び後片付けに要する時間を含む。</p>						

別表第 3 (第 9 条、第 19 条関係)
附属設備、備品等使用料

施設区分		使用することができる時間	使用料	単位時間
附属設備、備品等	電位治療器	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。ただし、日曜日は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。	100円	20分

	陶芸窯 (電気窯)	本焼	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。	6,600 円	1回
		素焼		3,300 円	

	電気マッサージ機			午前9時から午後5時30分まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後4時30分までとする。	100円	15分
		陶芸窯 (電気窯)	本焼	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。	6,600 円	1回
素焼	3,300 円					